

Information

2020年4月
稼動予定
(仮称)甲賀市西部
学校給食センター
建設始まる



(仮称)甲賀市西部学校給食センターを水口町山土地先に建設します。

新たに建設される給食センターでは、水口・信楽地域の学校等に給食を提供します。衛生管理のため作業ごとに区画が分けられた炊飯施設や調理場等のほか、アレルギー対応のための調理室を設置します。また、2階には見学通路や研修室等を配置します。

平成32年(2020年)4月の稼動をめざし、工事を進めていきます。

●問い合わせ ●教育総務課 学校給食係
☎ 69-2241 ☎ 69-2293

所得税の確定申告・住民税申告相談日をチェック

各地域に次の日程で相談日を設けましたので、申告会場をご利用ください。
受付時間 8時30分～11時30分、13時～16時 ※ただし、水口税務署の申告会場(水口社会福祉センター1階 福祉ホール東側)は、受付時間が9時～16時になりますので、ご注意ください。

会場	水口	土山	甲賀	甲南	信楽
受付日	水口社会福祉センター 1階 福祉ホール(西側)	土山開発センター 2階 研修室2A・2B	甲賀大原地域市民センター 2階 会議室	甲南第一地域市民センター 2階 大会議室	信楽伝統産業会館 3階 研修室
2月18日(月)	申告相談日	申告相談日	※2/18(月)～2/22(金)は開催していません。	申告相談日	※2/18(月)～2/21(木)は開催していません。
2月19日(火)					
2月20日(水)					
2月21日(木)					
2月22日(金)					
2月25日(月)		※2/20(水)～3/5(火)は開催していません。	申告相談日	※2/22(金)～3/5(火)は開催していません。	申告相談日
2月26日(火)					
2月27日(水)					
2月28日(木)					
3月1日(金)					
3月4日(月)	申告相談日	※2/27(水)～3/11(月)は開催していません。	申告相談日	※3/6(水)～3/15(金)は開催していません。	
3月5日(火)					
3月6日(水)					
3月7日(木)					
3月8日(金)					
3月11日(月)	※3/11(月)～3/15(金)は開催していません。	申告相談日	※3/15(金)は開催していません。		
3月12日(火)					
3月13日(水)					
3月14日(木)					
3月15日(金)					

○平成31年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方を受付します。
○信楽伝統産業会館会場は、信楽地域市民センター西側駐車場をご利用ください。
○各会場では駐車場の台数が限られていますので、できるだけ公共交通機関等をご利用ください。

- 下記の申告については水口税務署の申告会場(水口社会福祉センター1階 福祉ホール東側)で申告してください。
- 譲渡所得(土地や株式を売ったときの所得)のある申告
 - 住宅借入金等特別控除を初めて受ける申告
 - 事業(農業・営業等)による合計収入金額が1,000万円以上の申告
 - 雑損控除を受ける申告
 - 青色申告、消費税の申告、平成29年分までの確定申告、死亡者の申告(準確定申告)
 - その他複雑な内容の申告

水口税務署からのお知らせ

還付申告会場のご案内

年金受給者および給与所得者および住宅借入金等特別控除(平成30年中に入居された方)を受けられる方を対象に、還付申告会場を開設します。
※収入が「給与のみ」・「年金のみ」・「給与と年金のみ」の方が対象

開設期間	会場	受付時間
2月13日(水)～2月15日(金)	水口社会福祉センター 1階 福祉ホール 東側	9時30分～12時 13時～16時

※お越しの際には、必要書類(源泉徴収票等)、本人確認書類、筆記用具、印鑑等(昨年確定申告された方は申告書の控え)をご持参ください。
※2月12日までの平成30年分の還付申告は、水口税務署で受け付けていますので、事前予約の上、お越しください。

●問い合わせ ●〈住民税(市県民税)について〉 税務課 市民税係 ☎ 69-2128 ☎ 63-4574
〈所得税について〉 水口税務署 ☎ 62-0314 (自動音声により案内)

信頼回復に向けて

第2回不祥事再発防止・信頼回復に関する組織の危機管理研修会を開催

平成29年10月の衆議院議員総選挙小選挙区において、開票における不適正処理により失った市民の皆様の信頼回復と再発防止に向け、「コンプライアンス(法令遵守)推進体制の一層の強化を図るための第2回研修会を12月26日に開催しました。

実際にあった事例を基に対応方法等について話し合い、リスクの特定、分析、評価、対応等について研修しました。

公共施設で市産の木材を積極的に活用

滋賀県造林公社の供給する木材の利用促進に関する協定を締結

「滋賀県造林公社の供給する木材の利用促進に関する協定」を12月19日に、一般社団法人滋賀県造林公社と締結しました。

今回の協定は、市産の木材を積極的に活用したい当市と、地域での公社材の利活用貢献したいという公社の思いが一致し、締結に至りました。

この協定を踏まえ、今後当市では、建築中の「信楽地域市民センター」などの公共施設で、市産の木材を積極的に活用していきます。



▲知事室にて協定書を交わした岩永市長と造林公社理事長の三日月知事

●問い合わせ ●
総務課 法務係
☎ 69-2121 ☎ 63-4086
☎ 69-2121 ☎ 63-4086